

## 古代埃及人の歴史觀と記録とに就いて

岡島誠太郎

### 一

ニール(Nièl)河畔を本據として、數千年に亘る文化を育んだ古代埃及人が、或は石に、或はパピルス(Papyrus)などに、其の文化の傍を物語る記録を残したのであるが、此等の遺物を見るに、當時過去を顧み、事實を精査し、後世に傳ふる目的を以て、殊更に編まれたものが從來見當らない。即ち、古代埃及人が完全に歴史を著はさうとして居ないのであつて、ヘロドツス(Herodotus)をして獨り『歴史の祖』たる名聲を恣にせしめて居る。王の名表があるものゝ、之を以て直ちに歴史とは云ひ難いのは勿論であつて、彼等の神聖なる書として貴んだものゝ裡に、歴史と看做すべき記述

がなく、他の多くの遺物にも、王の治世中の事蹟を挙げ、その中縱令歴史的事實があつても、記述は物語風で誇張的比喩的である。此は云ふ迄もなく、彼等の精神を支配して居た宗教上の觀念より文字記録に關する一切の事項は、トト(Thot)神が主宰する所であり、古來傳はれる宗教的文言之解釋の如きは、特殊の經歷を履み、知能を備へた者にして始めて得られるとした。(1)

故に、歴史記述を試むることは常人の到底なし得ない所として敬遠され、況して、自らの史觀を立てるが如きは、トトを始め神々を冒瀆するものとして想像も及ばなかつた様である。年代記、否王名を録するが如きことすら神の手にて行はれる

と考へたらしい。即ちヘリオポリス (Heliopolis) 神殿の大廣間の壁畫には、中央に原始の聖樹があり、その前方にラムセス二世 (Ramesses II) が坐し、右左にトト、書庫の支配者であるセシヤット (Seshat) 及び、この神殿固有の祭神アツム (Atum) の三神が立ち、各自、筆をとつて葉の間に王名を記すのを描寫されて居る。これ王名を録することさへも、神々の親しく行ふ所と考へた一證と見られる。<sup>(2)</sup>

死者の書第百七十九章は『昨日より進みて日中に出現する』章と名づけ、「昨日の我が言、我に與へられむことを。」(第二節)、「我は昨日死したるが今日來る。」(第四節)と云ふ句の『昨日』は、他の章にも多くあるセフ (Sef) を以て表はして居る。<sup>(3)</sup> 然るに此の語はブツヂ (Bridge) の辭書に依れば『昨日』であると共に、『一昨日』との譯語がある。<sup>(4)</sup> 處で死者の書、第四十二章第十三節には「我は昨

日なり。數百萬年を見渡す者は我が名なり。<sup>(5)</sup> の如きがあるから、彼等古代埃及人にとつては、『昨日』が同時に非常に長い過去を示して居り、特に『昨日』と云ふ今日の前日を指すのではなく、過ぎ去つた日を意味し場合によつては同じ字で『昨日』であると共に『一昨日』をも意味せしむるのではなからうか。又同じ辭書ではネフ (Nepu) は『昨日』と共に『明日』の意義をも示して居る。<sup>(6)</sup> 元來この字は『輝く』(動詞)、『光』、『輝き』(名詞)より轉じた様で、『明るさ』の意味で『日』、『晝』をも表はし、やがて夜に先立つ日、即ち『昨日』と、夜に續く日、即ち『明日』とを含むに至つたのではなからうか。以上は僅かな材料による單なる思附に過ぎないので、叱正を仰ぐと共に今後の研究に保留したいのであるが、兎に角、古代埃及人は永遠に亘る過去と、永劫に續く未來とが眼中にあつて、その小部分たる時に對して明確なる觀念に缺けて

居た様で、従つて歴史記述を等閑に附して貴ばなかつたのである。印度に於て古代夙に文化大に榮えたのにも拘らず、歴史の興らなかつたのと一脈相通する點がある様に考へられる。

- (1) Breasted, *Ancient Records of Egypt*, vol. II, Chicago 1906, § 911
- (2) Erman, *Aegypten und Aegyptisches Leben in Altertum*, Tübingen 1922, s. 396-7
- (3) Budge, *Book of the Dead*, Text, London 1898, p. 468-9
- (4) Budge, *Egyptian Hieroglyphic Dictionary*, London 1920 p. 664
- (5) Budge, *Book of the Dead*, Translation, London 1898 p. 94
- (6) Budge, *Egyptian Hieroglyphic Dictionary*, London 1920 p. 381
- (7) *Ibid.*

## 二

扱、上述の如く、古代埃及の記録に於て、從來歴史記述と云ふべきものが殆んど見當らなかつたとなし得るが、その記録は形式と内容とに於て常

に一定不變であり、比較的長き年代に亘つて發展の跡を辿る事が出来ないかと云ふに必ずしもさうとは決められない。以下主としてブレストエツドの『埃及古代記録』(Breasted, *Ancient Records of Egypt* vols IV, Chicago 1906.) に依つて記して見る。従つて範圍が限られ其後發見された重要なものを洩らして居るかも知れないが、此の點豫め諒せられたい。

古王國の始めの墓碑銘は單に其の墓の主たる名稱號、乃至尊稱に過ぎなかつたが、第三王朝の末スネフル(Snefru)の治世には、貴族でもその墓に傳記的記述を表す様になつた。メテン(Methen)が父より嗣いだ遺産は穀物又は邸宅ではなく、召使と小數の家畜であり、長じて穀倉の書記長、地方知事、下級裁判官、要塞司令官となり、王より多くの賞録を與へられたと記してある。(8)

第六王朝に入ると、傳記的記述が詳細に、且つ

秩序立つて表されて居るのがある。ウニ (Un) の墓碑には彼が三王に歴仕して居るのが記してある。即ち始めテティ (Teti) の世に小姓として宮中に入り、次にペビ一世 (Pepi I) は彼をネケン (Nehen) の裁判官に登用し、同時に廷臣たる地位とピラミッド神祠 (Pyramid Temple) の下級豫言者としての収入とを與へ、やがて彼は更に信望を得て宮中の管理を委ねられ、時には或る王妃の隠謀取調のためか、王子すら出入を許されない内房に臨む事も許され、更に敵を討伐せんがために境外に戦ひ、特にシナイ (Sina) の北に進みベドウイン (Bedwin) を征すること五回に及んで居り、史上最初のアジア (Asia) 遠征の記録とされて居る。斯くして次の王メルネレ (Mernere) の世にはピラミッド建造用石材を得んがため遠征し、ヌビヤ (Nubia) の酋長を歸服せしめ、王をして親しくこの地方に巡狩せしめて居る事が録されて居る。(9)

古代埃及人の歴史觀と記録とに就いて (岡島)

ペビ二世の治世になるセブニ (Sebni) の墓碑銘の如きは彼の父がヌビヤへの途上で死に、彼がその遺骸を得て木乃伊にせんと百頭の驢馬を連れた一隊を將ゐて出で、漸く目的を達して歸國するがその間に王に幾度も使を送つて指圖を仰いで居り後に王に賞せられると云ふ可成り複雑なる物語が録されて居る。(9)

(8) Brasted, *Ancient Records of Egypt*. vol. I Chicago 1906 § 170-5

(9) *Ibid.* § 292-4, § 306-15, § 316-24, (10) *Ibid.* § 362-74

### 三

次に第十王朝になると自己のみならず、家族關係をも表はしたものが生じ、特に現在生を享けて居る者に呼びかけたのがあつて夫の有名なるテルモピレー (Thermopylae) のレオニダス (Leonidas) の碑銘を想起せしむるものがある。ニールの流に添ひ、シウト (Sint) 現今のアシウト (Assint) の町

を見下して立つ崖の正面高く相並んで三基の墓がある。その一つがテファイビ (Tefibi) のであり、他は彼の二子のであるが、テファイビの碑銘は「お、汝生ける者よ、地上にある者よ、生れ出づる者よ流を上下する者よ。シウトの主ウブフエット (Ubuwawet) を崇めてこゝを過ぎ行く者、この墓に入る者よ。(中略)王子テファイビのために『葬り』の供物として祈願すべし云々」と始めて居る。<sup>(11)</sup> この形式は第十八王朝のセンムト (Sennut) の場合にも見られる。<sup>(12)</sup>

併しながら、從來まだ、何王の治世何年と云ふが如きデイト (Data) を明示したものはなかつた。尤も既に第四王朝に於てネクル (Nekru) の遺言狀に、十二と數へられる年とあるが、これはトリノ・パピルス文書 (Turin Papyrus) で彼の父、カフル (Khafe) の第二十四年と推定されて、十二とは彼の年齢で、埃及、殊に古代ではこの年齢で遺言狀

を作るのは異常でないとされて居るから、これは姑く別におく事にする。<sup>(13)</sup> 處が第十王朝の中葉、ニブクルレ・メンツホテツブ二世 (Nubkharu-Menthotep II) [基督前二千百年頃]、アスワン (Assuan) 附近のシャト・エル・レガール (Shatt er-Ross) の岩に施された浮彫には同王の「治世第四十年に王璽の奉持者、財政長官、シトレ (Sitre) 生れのケテイ (Khai) 華々しく乗込めり云々。」とある。<sup>(14)</sup> 更にニブトエレ・メンツホテツブ四世 (Nubtover-Menthotep IV) の御代に於けるハママツト (Hannamat) の碑文には、劈頭第一に「永遠に在すニブトエレ・メンツホテツブの治世第二年第一季の二月十五日云々。」と月日まで明示して居る。<sup>(15)</sup> これは新王朝に入つて益々行はれ、例へば、ツトモーセ一世 (Thutmose I) の即位式の記録には「第一年第二季三月二十一日を式日と定め」<sup>(16)</sup> 居り、爾來この形式が後世永く續いたのは云ふまでもな

い。以後、デイトが記されて居たが毀損のために一部が明かでないもの、例へば第十二王朝のネスマントゥ(Nesmontu)の碑銘は「——四年」とあるが、他の記録よりして之が當然「二十四年」と推定せられるが如きである。<sup>(17)</sup>又セソストリス三世(Sesostris III)はナイル第二急湍(The Second Cataract)セムネフ(Senneh)に於て國境標石を建てた。こゝは埃及國なる國家觀念を外國に對して明に表示した最古のものとして注意すべきである。<sup>(18)</sup>尙この王朝の歴代の勢力増加と共に巨大なる建築をなし之に記録を留め記載事項も遠征の地域、軍隊の數捕虜、鹵獲品までをも擧げる様になつた。

(11) Breasted, *Ancient Records of Egypt*, vol. I Chicago 1906, § 394

(12) *Ibid.* vol. II § 353

(13) *Ibid.* vol. I § 190

(14) *Ibid.* § 426

(15) *Ibid.* § 440 ref. § 450

(16) *Ibid.* vol. II. § 60

古代埃及人の歴史觀を記録さに就いて (岡島)

(17) *Ibid.* vol. I § 469

(18) *Ibid.* § 651-2 ref. 653-660.

#### 四

新王朝に入るに及んで、埃及固有の地を外來民族より奪還したるのみでなく、國威を境外に發揚するにつれ、神の冥護と共に偉業を神殿の壁その他に録することは益々詳細に亘り、ハットセップスト(Hatshepsut)のプント(Punt)遠征の如き、その地の状態を記し、その地の住民をさき、生物までも語つて居るのである。<sup>(19)</sup>更に之が秩序づけられたのは、十九年間に亘つて前後十七回の遠征を敢行したるツトモーセ三世(Tutmose III)の業績を録したもので全く立派なる年代記である。カルナツク(Karnak)のアモン(Amon)大神殿、至聖所を圍む廻廊内壁に長さ約二十五米、幅十二米に刻された銘文は、二百二十行以上に亘り、埃及に現存する最大最重要の碑銘で、彼の軍事的行動を知

るに最も完全なる記録と云はれる。遠征毎に年次が示され、全文にある地名は、大部分は現今求められないが、合計二百四十八個を算せらる。特に有名なるメギド (Megiddo) の戦の如き、約五ヶ月の日子が費され、且つ王が如何なる戦術を以て大勝を博したるかを、如實に知る事が出来るのである。<sup>(20)</sup>

併し、これは唯、單純なる年代記と見るには、特に第十八王朝の守護神として歴代の尊崇極めて厚かつたアモンの功蹟を讚美することが、餘りに急であり、且つその加護を祈願する念に充ちて居るのは今更云ふまでもない。ツトモーセ三世の勝利の讚の如き、アモンをして「我は汝 (王を指す) の指揮者なり。故に汝は諸國に至れり。ナハリ (Nahari) 大流の水を堂々と勝ち誇りて渡れり。<sup>(21)</sup>」と稱へるのは歌たる性質上別としても、ハウトセツプスト、<sup>(22)</sup> 及びアメンホテツプ三世 (A-

menhotep III) <sup>(23)</sup> の誕生の記録の如き、自らを神の子としてその地位を辯護するがために甚しいものがある。

この事實はアトン (Aton) 信仰に狂奔したアクンアトン (Akhaton) に至つて、アモンの名をアトンに置きかへたのは當然で、更に王に仕へた寵臣の墓碑銘、特にテル・エル・アマルナ (Tell el-Amarna) に在る其等はアトンのみでなく、王、時にはその家族への讚歌、祈禱をも捧げ以て赤誠忠勤の衷を表はさんとして居る。メリレ (Merire)、エイエ (Eye)、マイ (Mai)、アーモーセ (Ammose) ツツ (Tutu) の場合の如きさうである。<sup>(24)</sup>

アモン信仰が復興し、やがて世は第十九王朝の支配する所となつたが、ハルムハブ (Harmhab) の勅令は注意をひく。即ち先づ、王の臣民保護に熱心なるをとき、<sup>(25)</sup> 王に奉納する貢物強奪、<sup>(26)</sup> 兵士の掠奪、<sup>(27)</sup> 奴隸の不法虐使、<sup>(28)</sup> 收税人の惡事、<sup>(29)</sup>

裁判官の瀆職、<sup>(30)</sup>を嚴罰に處する事、及び裁判所の開廷、<sup>(31)</sup>王の謁見、賑恤<sup>(32)</sup>に關して記述され、當時としては可成纏つたものと考へらる。

セティ一世 (Seti I) は有名なるカルナツクの浮彫を作り、その雄大豪放が稱せられるが、これは前王朝に對抗して軍事的榮譽を示さんとしたため著しい誇張が敢て行はれ、特に遠征地域の北部の如き甚だ疑はしいとされ、史料として第十八王朝のそれに比し劣つて居る。<sup>(33)</sup>

ラムセス二世 (Rameses II) の業績を録したアビドスの碑銘も同じ様な弊を伴つて居ると考へられる。<sup>(34)</sup>カデツシュ (Kadesh) の戦を歌つたペンタウルの詩 (Poem of Pentaur) <sup>(35)</sup>は筆を弄した所は詩として許容するとしても、ラムセス二世が、ケタ (Kheta) 王ケタサル (Khetasari) との條約に於て、自らを埃及の大なる支配者、彼をケタの大酋長と呼ぶ差があるものゝ、兩者は防禦同盟を結び

亡命者の引渡、移民の送還等略、同等であつて、<sup>(36)</sup>決してラムセス二世が「捕虜としてレテム (Retenu) の酋長を拉し、ケタの地を破碎し、縦横に馳驅して大に敵を殺戮した。」<sup>(37)</sup>と誇り氣に記録せしめて居るのをばその儘受け容れられず、大に割引して考へねばならない。

- (19) Breasted, *Ancient Records of Egypt*, vol. II Chicago 1906 § 259-65
- (20) *Ibid.* § 414-43
- (21) *Ibid.* § 656
- (22) *Ibid.* § 192-207
- (23) *Ibid.* § 391
- Moret, *Rois et Dieux d'Égypte*, Paris 1925 p. 48
- (24) Breasted, *Ancient Records of Egypt*, Chicago 1906 vol. II § 984, § 991-5, § 1000-1, § 1006, § 1010-2
- (25) *Ibid.* vol. III. § 50
- (26) *Ibid.* § 51-3
- (27) *Ibid.* § 55, § 56-7
- (28) *Ibid.* § 55
- (29) *Ibid.* § 58-9 § 61-2
- (30) *Ibid.* § 64

- (31) *Ibid.*, § 63, § 65  
 (32) *Ibid.*, § 66  
 (33) *Ibid.*, § 114  
 (34) Budge, *First Steps in Egyptian*, London 1895 p. 281-4  
 Budge, *Egyptian Reading Book*, London 1896 p. 132-41  
 (35) Birch, &, *The Records of the Past* vol. III London 1881 p. 75  
 Breasted, *Ancient Records of Egypt* vol. III, Chicago 1906 § 335-40  
 (36) *Ibid.*, § 378-91  
 (37) *Ibid.*, § 392

五

第二十王朝に入つてラムセス三世(Ramesses III)の年代記も亦前車の轍を踏むとされるが、彼の治世になつた神殿の財政並に財産目録が、ハリス・パピルス文書(Harris Papyrus)と稱せられて居る。甚だ詳細に記述せられてあるが、此を論ずることは自分の力が到底及ばないから一、二の参考書を擧げるに止める。(38) 又内房(Harem)に於ける陰謀に關する記録があり、特別に裁判官が任命され、

審問を重ねて罪科を定められ處罰にまで及んで居る。(39) これは大に精細の度が増し、記述にも正確が期せられた様である。

後、この王朝の勢威衰へラムセス九世に至つては、澆季の世と云ふべきか、陵墓盜掘が頻々に行はれたと見え、之に關する記録が、アボット(Abbott)<sup>(40)</sup>及びアムハースト(Amherst)<sup>(41)</sup>等のパピルス文書にある。

ラムセス十二世の治世にエナモン(Wenamonn)の報告がある。當時外國に對して威信を失したる埃及の使臣の窮境が窺はれる。即ち往途盜難に遭ひ、辛じて目的地に達したが、王命たる船舶用木材を得る交渉容易に進まず、漸く果して歸るさ風波のためにアラシヤ(Alasia)〔現今のCypusと推定さる〕に漂着する等の記述がある。(42) これ自己の立場を述べて復命するのであるから、勢ひ自己を庇ふ所があるべきも、概して眞劍に記録されて居

る。

第二十一王朝に木乃伊修復の記録が多いのは依然として盜掘の行はれたのを物語り。第二十二以下三王朝の興廢は殘された多くの碑石 (Stela) で知られる。尙ナイルの水準を録したものが二十二王朝乃至二十五王朝に亘つてあるが、<sup>(40)</sup>これは他日の機會に譲ることにする。次いで第二十六王朝に於て埃及人の勢力復活するかと思へたが、これ夕陽の一時紅に空を染むる華やかさに過ぎないで、迫り來る闇の前にやがて消え行く如く、多くの記録はこの王朝及びその後にあるも、その記述の形式内容に優れたものが見當らない様である。

(38) Breasted, *Ancient Records of Egypt*, vol. IV Chicago 1906 § 151-412

Birch, *Facsimile or an Egyptian Hieratic Papyrus of the Reign of Ramses III*, London 1876

Piehl, *Dictionnaire du Papyrus Harris*, Vienna 1882

(39) Breasted, *Ancient Records of Egypt* vol. IV Chicago 1906 § 424-53

古代埃及入の歴史觀と記録とに就いて (岡島)

(40) *Ibid.* § 509-35

(41) *Ibid.* § 536-41

(42) *Ibid.* § 551-91

(43) *Ibid.* § 693, § 742, § 793, § 885

## 六

要するに古代埃及人は歴史に關して十分なる注意を拂はず、寧ろ之を思ひ及ばなかつた所であつて、ブンゼン (Bunsen) が「世界の主、北方の征服者、南方の鎮撫者、總て汚れた者、敵の破壊者の如き大袈裟な文句で、歴史事實をつまらない、出委せのものゝ影に沒したのである。」<sup>(44)</sup>と述べた通りである。記録に就いては時代の下ると共に詳細に秩序立つて居るものが増しはするが、時には宗教上の觀念に制せられ、時には自らが功蹟を誇稱する事に急であつた。しかし時日を明示することは夙に行はれ、勅令、裁判、復命等可成り正確を期したものが新王國以後には存するのである。永く氾濫、減水、を繰返し灌漑したニールの長

流は、一見何等變化發展なきが如きであるも、悠久の太古より流せる泥沙は堆積して、埃及國土そのものさへ賜とし、ミシシッピーに到底比すべからざる程度に、徐々たりながら河口に三角洲を發達せしめた。斯の如くこの河畔に住する古代埃及人の宗教觀は常に一定不變の様であり、歴史觀な

るもの殆んどなかつたが、彼等の遺した記録には縦しや遅々たりとは云へ、流石に長き年月の間には變化發展を跡方づけ得るのである。

(44) Bunsen, Egypt's place in Universal History. vol. III

London 1859 p. 101

(昭和四年十二月一日稿)

## 明治初年の宗教的農民一揆

黒 正 巖

### 一 緒 言

徳川幕政の中期以後、武士の封建的統制力の弛緩するに伴ひ、農民はその精神的經濟的苦痛に耐えかねて、絶望的なる反抗運動を企つる事益々多きを加ふるに至つた。徳川時代を通じて恐らく六百件以上もあらうと察せらるゝ百姓一揆の大半は

凡そ西紀千七百年（寶永年間）以後に屬し、幕末に近くに從ひ發生回數が加速度的に増加し、慶應二年には實に十七回の多きに達したが、愈々幕府崩壞の斷末魔に喘ぐ慶應三年には、天下を舉げて革命的恐怖状態に陥りしを以て、さすがに農民共は百姓一揆などを起すの餘裕はなく、従つて百